

2021年度 修士論文

コロナ渦において海水浴場が不開設になったことで
起きた諸問題

Problems caused by the closure of the beach due to the Corona disaster

早稲田大学大学院スポーツ科学研究科

健康スポーツマネジメントコース

5021A312-1

橋本 憲治

研究指導員 中村 好男 教授

目次

第1章 緒言	3
第1項 海水浴場とは	3
第2項 令和3年の海水浴場開設状況	11
第3項 「不開設」という行政判断	11
第4項 問題の所在	11
第5項 研究目的	12
第2章 研究方法	13
2.1 令和3年夏季における海水浴場の開設状況	13
2.2 入込客数の推計	13
2.2.1 一部の海水浴場を対象としたサンプル調査	13
2.2.2 全国海水浴場の開設状況別入込客数の推計	13
2.3 海水浴場の死者行方不明者の調査	13
2.3.1 海水浴場で発生した死者行方不明者数	13
2.3.2 開設状況別の死者行方不明者数の比較	14
2.3.3 100万人当たりの開設状況別死者行方不明者の推計	14
2.4 不開設海水浴場で活動する監視員の活動調査	14
2.5 不開設海水浴場で発生した事故についての聞き取り調査	14
第3章 結果	15
3.1 令和3年の海水浴場の開設状況と開設日数	15
3.2 入込客数の推計	19
3.2.1 一部の海水浴場を対象としたサンプル調査	19
3.2.2 全国海水浴場の開設状況別入込客数の推計	19
3.3 海水浴場の死者行方不明者	19
3.3.1 海水浴場で発生した死者行方不明者数	20
3.3.2 開設状況別の死者行方不明者数の比較	21
3.3.3 100万人当たりの開設状況別死者行方不明者の比較	21
3.4 不開設海水浴場で活動する監視員の活動調査	23
3.5 不開設海水浴場で発生した事故に関する聞き取り調査	27
第4章 考察	31
4.1 開設状況の考察	31
4.2 入込客数の考察	31
4.3 海水浴場の死者行方不明者の考察	31
4.4 不開設海水浴場で活動する監視員の活動調査の考察	32
4.5 不開設海水浴場で発生した事故の考察	32
第5章 結論	33
第6章 謝辞	34
参考文献	35

図表目次

図 1	海水浴場の開設に係る一般的な手続きについて……………	4
図 2	8 区分地域別入込客数（平成 30 年）……………	16
図 3	遊泳中の海難死者・行方不明者（令和 3 年）……………	20
図 4	令和 3 年死者行方不明者（100 万人当たり）……………	22
図 5	不開設海水浴場で駐車場が閉鎖されている様子……………	25
図 6	不開設海水浴場でシャワー施設が閉鎖されている様子……………	25
図 7	不開設海水浴場でキャンプ施設が閉鎖されている様子……………	26
図 8	根本海水浴場の現場状況……………	27
図 9	事故発生時の海上①……………	28
図 1 0	事故発生時の海上②……………	30
表 1	都道府県の条例の概要……………	7
表 2	県に条例がある千葉県为例……………	9
表 3	県に条例が無い茨城県为例……………	10
表 4	令和 3 年の海水浴場開設状況……………	11
表 5	8 区分地域別開設状況……………	16
表 6	8 区分地域別入込客数（平成 30 年）……………	17
表 7	令和 2 年海水浴場における死者行方不明者と開設状況……………	18
表 8	令和 3 年入込客数（1 日当たり）……………	19
表 9	全国海水浴場の開設状況別入込客数の推計減少率……………	19
表 1 0	令和 3 年夏期における死者行方不明者……………	20
表 1 1	100 万人当たりの開設状況別死者行方不明者数の比較……………	22
表 1 2	不開設海水浴場の状況……………	24
表 1 3	不開設海水浴場の海岸施設例……………	24
表 1 4	海上保安庁資料（根本海水浴場）……………	27

第1章 緒言

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は令和2年1月に日本初の感染者が確認され、感染予防対策と人流の抑制の為、全国で夏季に開設していた海水浴場の閉鎖（不開設）が相次いだ。令和3年12月現在、変異株による影響が報道される等、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は収束が見えない現状にある。

海上保安庁のホームページ、ウォーターセーフティガイド¹⁾では開設されている海水浴場には海水浴場開設者が存在し、その開設者が海水浴場の安全管理を行うが、開設していない海水浴場（以下、不開設海水浴場）では適切な安全管理が行われていない可能性があり、ライフセーバーや監視員の不在による救助の遅れ、遊泳区域未設定が原因のウォーターアクティビティ混在による事故の発生、についての懸念が指摘され、安全管理が行われている海水浴場での遊泳を推奨している。海上保安庁の調査によると、令和3年には、開設が予定されていた海水浴場のうち約40%の海水浴場が不開設となり閉鎖されたと報道されている。

令和3年警察庁の夏期における水難の概況²⁾では、不開設海水浴場で52件の水難者が発生し、死者行方不明者は13件の発生が報告されている。安全管理の無い不開設海水浴場で、水難者と死者行方不明者が発生している。海上保安庁の警告にも関わらず、全国の約40%の自治体が海水浴場を不開設とし、安全管理の無い不開設海水浴場で遊泳する事はルールが曖昧な危険状態であった可能性がある。

海に囲まれた日本において海水浴は自然環境を活用したレジャーとして広く親しまれてきた。令和3年に海水浴場が不開設となった夏期における海水浴場の活動内容を調査し、安全管理について検討する事は、今後の日本の海水浴場の安全対策の判断に重要な知見をもたらすと考えられる。

第1項 海水浴場とは

海岸法(昭和31年法律第101号)³⁾は、「津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。」(第1条)もので、その海岸法の中で、公共海岸と海岸管理者についての定義が示されている。

公共海岸とは

「公共海岸」とは、国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地（他の法令の規定により施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除き、地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地にあつては、都道府県知事が主務省令で定めるところにより指定し、公示した土地に限る。）及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面をいい、「一般公共海岸区域」とは、公共海岸の区

域のうち第3条の規定により指定される海岸保全区域以外の区域をいう。(第2条2項)

公共海岸の管理者（海岸管理者）は

第3条の規定により指定される海岸保全区域及び一般公共海岸区域（以下「海岸保全区域等」という。）について第5条第1項から第4項まで及び第37条の2第1項並びに第37条の3第1項から第3項までの規定によりその管理を行うべき者をいう。(第2条3項)

海岸管理者は、海岸保全区域及び一般公共海岸（海岸保全区域以外）ともに、原則、都道府県知事又は市町村長であり、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を管理している。

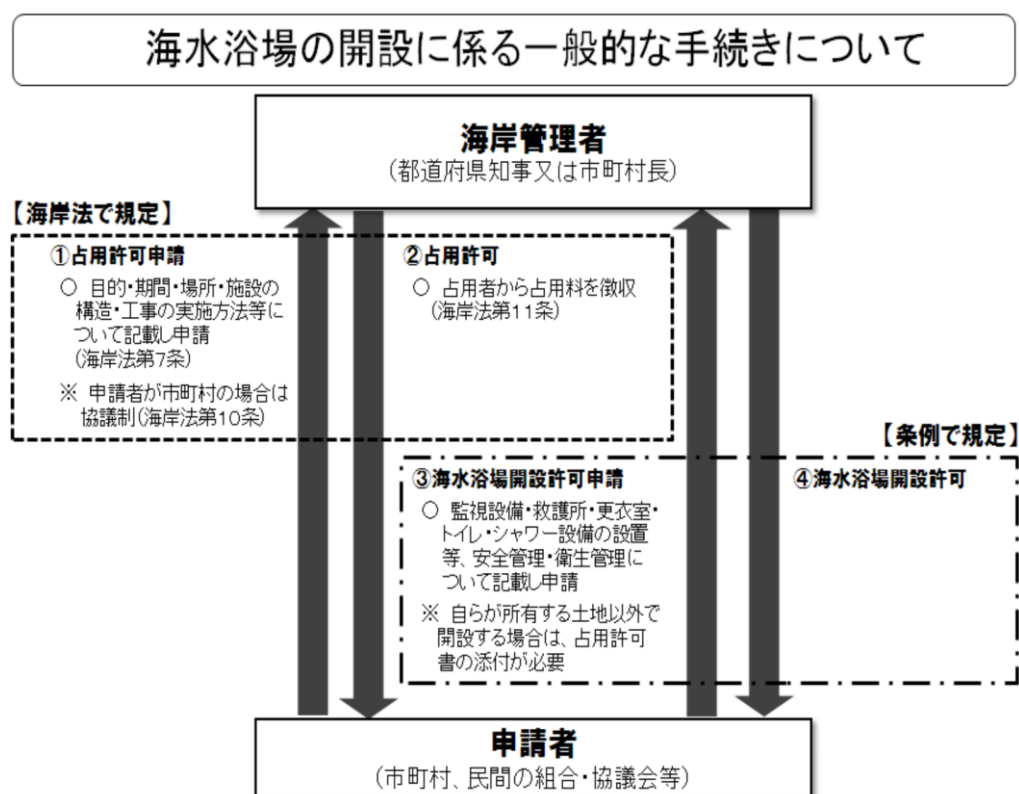


図1 海水浴場の開設に係る一般的な手続きについて

(出典：地域の救助活動の体制強化に関する調査・研究会結果報告書 消防庁) 4)

海水浴場の開設に関して、京都府のホームページ「開設者のみなさんへ」⁵⁾では

「海水浴場の開設」とは（条例第2条第3号）

海水浴場利便施設（更衣所、便所、シャワー、駐車場、海水浴場の名称を記載した看板）を設置し、海水浴場として広く公衆に周知して、遊泳のために提供すること。

海水浴場開設の届出（条例第4条）

海水浴場を開設しようとする場合は、知事への届出が必要です。

開設しようとする日の30日前までに海水浴場開設届出書を提出してください。

- ・海水浴場及び遊泳場を示す位置図
- ・海水浴場利便施設並びに水難事故を防止するための装備、人員及び施設の配置図
- ・占用許可証等（※1）の写し
- ・漁業権者等との取決め（※2）の写し

（※1）占用許可証等

海域または海浜の一部を占用する場合は、法令の規定に基づく占用に係る許可等を受ける必要があります。

（※2）漁業権者等との取決め

海域又は海浜の利用について漁業権者等との間に取決めをすることが望ましい場合は、あらかじめ漁業権者等と調整をお願いします。

水難事故の防止措置（条例第6条）

遊泳者の安全のため、次の措置をとってください。

フェンス、浮標などによる遊泳場の標示

遊泳に係る遵守事項及び禁止行為を記載した看板の掲示・放送などによる広報

- ・連絡員の配置
- ・救命浮輪、救命ボート、自動体外式除細動器（AED）などの救命装備の備え付け
- ・気象状況などにより、危険な場合の遊泳禁止措置

遵守事項（条例第10条）

事故を防止し、安全に海水浴を楽しむために、次のことを守りましょう。

- ・海水浴場付近では、遊泳場（※1）の外で遊泳しない。
- ・気象状況などにより、危険な場合は遊泳しない。
- ・酒に酔っている場合など安全に遊泳することができない状態で、遊泳しない。
- ・海水浴場の開設者、連絡員（※2）などの指示に従う。
- ・幼児や泳ぐことができない児童などを遊泳させる場合は、保護者などが付き添う。

（※1）遊泳場とは、

海水浴場のうち、海水浴場の開設者により、遊泳に適すると認められ設定された区域をいいます。

（※2）連絡員とは

海水浴場に常駐し、遊泳者等の監視や、水難事故が発生した場合に警察等に通報を行う者のことをいいます。

（出典：京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例）⁶⁾

と記載されている。

海水浴場の開設許可を受けるには、一般的に、海岸法に基づき海岸管理者から占用の許可を得て、条例に基づいて開設の条件を整えて海水浴場の開設許可を受ける場合が多い。

開設条件の例

- 1 更衣所シャフトイレの設置
- 2 駐車場の設置
- 3 海水浴場の名称を記載した看板
- 4 遊泳区域の設定
- 5 海の家ルールや騒音治安対策
- 6 監視所及び施設の設置
- 7 監視員の配置
- 8 救命装備の備え付け
- 9 電話、放送機材の設置
- 10 禁止事項の設定

等の開設条件と安全管理体制を整える事で海水浴場は開設される。

安全管理に関する条例等の制定状況

(1) 都道府県の現状

海水浴場の安全管理に関する条例を制定している12カ所の都府県では、全ての都府県で救命器具を置き、救護・監視所もしくは監視員を置くこと、また禁止事項をもとに海水浴場の安全管理を確保している。

都道府県の条例の概要

都道府県	救命器具	救護・監視所	監視員	禁止事項
千葉	○	○	○	・ モーターボード、水上バイク、ヨットサーフボードの乗り入れ ・ 酩酊者の遊泳 ・ 溺れたまねをしない
東京	○	○	○	・ 他人に迷惑になる行為
神奈川	○	○	○	・ モーターボード、水上バイク、ヨットサーフボードの乗り入れ ・ 泥酔者の遊泳 ・ 付き添い人のいない幼児の遊泳
石川	○	○	○	・ ボート、もり、自動車の乗り入れ ・ 泥酔者の遊泳 ・ 付き添い人のいない幼児の遊泳
福井	○	×	○	・ 水中銃、もりの使用
京都	○	○	○	・ モーターボード、水上バイク、ヨットサーフボードの乗り入れ ・ 酩酊者の遊泳 ・ 付き添い人のいない幼児の遊泳
大阪	○	○	×	なし
兵庫	○	○	○	・ 船舶などの乗り入れ ・ 遊泳区域外での遊泳 ・ 酒に酔った状態での遊泳 ・ もりの使用
和歌山	○	○	○	・ モーターボード、水上バイク、ヨットサーフボードの乗り入れ ・ 水中銃、もりの使用
長崎	○	×	○	・ 水中銃、もりの使用 ・ プレジャーボートの急転回
宮崎	○	×	○	・ 水中銃、もりの使用 ・ ラジコンの使用 ・ 泥酔者の遊泳 ・ ボート、サーフボードの使用 ・ 遊泳区域外での遊泳
沖縄	○	○	○	・ 泥酔者の遊泳 ・ 付き添い人のいない幼児の遊泳
計	1 2	9	1 1	1 1

表 1 都道府県の条例の概要

(出典：地域の救助活動の体制強化に関する調査・研究会結果報告書 消防庁⁴⁾
 京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例⁶⁾ 和歌山県遊
 泳者等の事故防止に関する条例⁷⁾ より著者作成)

令和 3 年 7 月 1 5 日千葉県庁発表のホームページ上⁸⁾ では、千葉県の令和 3 年の夏
 季海水浴場は 1 1 カ所の海水浴場が開設、 4 9 カ所は海水浴場の不開設と記載されて
 いる。

開設する海水浴場の感染防止対策（千葉県）として

(1)基本的な対策

- ・ 「3 つの密（密閉、密集、密接）」の回避
- ・ マスクの着用（特に飲食中の会話の際は、マスク着用を徹底）
- ・ 手洗い・手指消毒の徹底
- ・ 海の家におけるアクリル板の設置やドアノブ等の消毒など業種別ガイドライン等

に基づく感染防止策の遵守を徹底

(2)その他の対策

上記対策のほか、混雑状況に応じて、さらなる対策を実施します。

(例示)

- 海水浴場の入口に係員を配置して人数管理
- ロープや杭でエリアを区切り、人と人との十分な間隔を確保
- 海水浴場の混雑状況をホームページで定期的な情報発信
- 密にならないように、ライフセーバー等から呼びかけ
- 混雑回避のための駐車場の利用制限
- 仮設シャワーやトイレの設置、近隣ホテル等にシャワーやトイレの利用について

協力を依頼

開設しない海水浴場の安全対策（千葉県）として

(1)県内・県外への広報・啓発

開設しない海水浴場の情報や遊泳の危険性を広報

- 各種広報媒体を活用した情報発信

(県民だより、市町村広報紙、ホームページ、SNS、テレビ及びラジオの広報番組など)

- 千葉県公式観光物産サイト「まるごとe!ちば」による情報発信
- 学校を通じて、小・中学校及び高等学校の児童・生徒への注意喚起
- 県や市町村等の広報車による呼びかけ

(2)看板設置による来訪者への周知

海水浴場への進入路や海岸に「遊泳危険」の注意喚起看板を設置

(3) 海岸の巡回、注意喚起

警備員等が海岸を巡回し、来訪者に対し「遊泳危険」や「密を避けること」等と呼びかけ。

- 警備員による巡回パトロール
- 県、市町村等職員による巡回パトロール
- 防犯協会の青色回転灯装着車両（青パト）によるパトロール
- 防災無線等による注意喚起の呼びかけ

(4)海上保安庁による安全対策

- 巡視船艇及び航空機によるパトロール
- 商業施設等でのポスター掲示による注意喚起

と記載がある。また開設していた11カ所の海水浴場は8月2日の緊急事態宣言により閉鎖になった。

（２）市町村の条例の現状

市町村の海水浴場の安全管理については、市町村ごとに条例を設けて、地形や入込客数、客層に合わせた条例を設定している場合が多い。（表２）

	遊泳区域	禁止事項
御宿町	○	・ モーターボード、水上バイク、ヨットサーフボードの乗り入れ ・ 酒気帯び遊泳の禁止 ・ 遊泳区域外での遊泳 ・ 水中銃、もりの使用
館山市	○	・ モーターボード、水上バイク、ヨットサーフボードの乗り入れ ・ 遊泳区域外でも遊泳区域を示すブイの付近でモーターボート、水上オートバイなどの高速航行 ・ 泥酔者の遊泳
南房総市	○	・ モーターボード、水上バイク、ヨットサーフボードの乗り入れ ・ 泥酔者の遊泳 ・ 水中銃、もりの使用

表２ 県に条例がある千葉県の場合

（出典：御宿町海水浴場等に関する条例⁹⁾ 南房総市安全で安心な海水浴場等の確保に関する条例¹⁰⁾ 安心・安全な館山の海水浴場の確保に関する条例¹¹⁾）

館山市安心・安全な館山の海水浴場の確保に関する条例 第４条（市民等の責務）によれば

市は、安全に、かつ、安心して利用することができる 館山の海 水浴場等の確保のため、海水浴場等の良好な環境の保全及び海水浴場 等における事故その他の危険の発生の防止に関し、必要な施策（罰則 を設けることを含む。）を実施しなければならない。と記載されている。（出典： 安心・安全な館山の海水浴場の確保に関する条例）

南房総市安全で安心な海水浴場等の確保に関する条例 第４条(市民等の責務)によれば

市は、安全に、かつ、安心して利用することができる海水浴場等の確保のため、海水浴場等の良好な環境の保全及び海水浴場等における事故その他の危険の発生防止に関し、必要な施策(罰則を設けることを含む)を講じなければならない。と記載されている。出典：南房総市安全で安心な海水浴場等の確保に関する条例¹⁰⁾

市が管理する海水浴場の遊泳客の安心安全な環境は、市が管理することを責務とし海水浴場は開設され、遊泳中の事故その他の危険の発生の防止に関する安全管理に努めている。

	遊泳区域	救命器具	救護・監視所	監視員	その他記載事項等
茨城県大洗町	○	○	○	○	管理事務所、監視塔、監視船、放送設備、救急医療薬、海象その他情報表示板の設置
茨城県鉾田市	○	×	○	×	警備本部、監視塔、監視員待機所、トイレ、駐車場の設置

表3 県に条例が無い茨城県の例

(出典：大洗町海水浴場管理運営規則¹²⁾ 鉾田市大竹海岸鉾田海水浴場条例¹³⁾)

大洗町海水浴場管理運営規則第6条(管理運営)によれば
海水浴場の管理者は、良好な管理のもとに秩序が維持され、利用者が健全な環境において遊泳が出来るように努めなければならない。と記載されている。

鉾田市大竹海岸鉾田海水浴場条例第5条(市の責務)によれば
市は、常に海水浴場の良好な環境の保持及び危険防止に留意し、市民及び来遊客が安心して遊泳できるよう管理運営しなければならない。と記載されている。

遊泳区域の設定をする際も原則は、流れが強い場所や危険な場所をさける等、安全な区域で遊泳者が遊泳する環境を整える。何が起こるか分からない自然環境での事故を想定して、救護措置の体制を整える。そうすることで来遊客が安心して遊泳できる環境を管理し運営している

海水浴場開設前の環境省水質調査

環境省のホームページ水浴場の水質調査結果¹⁴⁾には

令和2年から3年にかけて「新型コロナウイルス感染症の影響により、各水浴場における水質調査結果の取扱いが異なることなどから、令和2年と同様に、環境省による全国の「水浴場(開設前)の水質調査結果」のとりまとめは行わないことといたしました。」(原文のまま)と記載がある。

しかし、それ以前は海水浴場を開設する前には、以下に記載の水質の調査項目基準のチェックを受けている。

【調査の概要】

調査実施団体：都道府県、市町村

調査対象水浴場：海水浴場、湖沼・河川の水浴場

調査対象項目：ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、化学的酸素要求量(COD)、透明度(参考項目：水素イオン濃度<pH>、腸管出血性大腸菌 O-157)

調査実施時期：平成31年4月上旬～令和元年6月中旬(令和元年を参考)

海水浴場は、何が起こるか分からない自然環境下において、法令に基づいて安全で

楽しめるレジャーにするために作られた施設であり、海岸管理者が（県知事や市町村長）が開設許可を出して、開設される基本構造となっている。

第2項 令和3年の海水浴場開設状況

海上保安庁の調査によると、令和3年に海水浴場 1,121 カ所中、開設が 651 カ所、開設率は 58.1%、不開設が 40.2%となっている。（表4）

国土交通省が定める海水浴場の利用に関する条件の中で自然海岸をレジャー施設として使用し規制と枠組みの中で、想定されない外乱要因があった。

それは「開設を許可しません」ということである。例年であれば、当たり前に条件を整え、届け出を出したら、海水浴場としてオープンし開設されていた海水浴場が、これほど大きい規模で「開設しない」という風に宣言したのは史上初めてのことである。

海上保安庁のウォーターセーフティガイドでは、開設していない不開設海水浴場は適切な安全管理が行われていない可能性があり、安全管理が行われている海水浴場での遊泳を推奨している、しかし令和3年の約 40%の海水浴場が、適切な安全管理が行われていない可能性のある海水浴場であったことになる。

	開設海水浴場	不開設海水浴場	未定	海水浴場数	開設率
令和3年	651	451	19	1,121	58.1%

表4 令和3年の海水浴場開設状況

（出典：令和3年 日テレ NEWS 24 今年の夏…海水浴場の約 40% “開設せず” 2021/7/15(木) 11:52 配信¹⁵⁾）

第3項 「不開設」という行政判断

海水浴場で遊泳客を守る安全管理は、海岸管理者が担当し、条例の条件を整える事で開設されてきた。海水浴場を開設しないことは安全管理の条件を整えていない事であり、本来のレジャー施設であれば入場を禁止にすることで安全を確保している。

しかし自然海岸は自由に出入りが出来る環境にあり、海岸法において海水浴場の入場を禁止する条文はない。そのため自然海岸を入場禁止にする事は出来なかった。

第4項 問題の所在

令和3年市区町村の約 40%の海水浴場が、安全管理の無い不開設海水浴場であり、入場禁止にする事ができない海水浴場に遊泳客は来場していた可能性がある。

また、不開設海水浴場は監視員不在、もしくは通常の監視体制が取れないことで、出動の遅れや救助の遅れが発生していた可能性がある。

海上保安庁の警告にも関わらず、行政が新型コロナウイルス感染予防対策で人流を抑制する目的を達成するために、開設しないことを決定した不開設海水浴場は、開設した海水浴場に比べて、死者行方不明者の数が多い環境であった可能性がある。

第5項 研究目的

本研究の目的は、海水浴場がどうあるべきかを考えるうえで、コロナ渦における令和3年夏季に、どれだけの人が海で亡くなったのか。不開設海水浴場での死者行方不明者が開設海水浴場に比べて、どれだけ多いかを検証する事であった。

第2章 研究方法

2.1 令和3年夏季における海水浴場の開設状況

平成30年に環境省の水質調査を実施した819カ所カ所の水浴場¹⁴⁾から、湖、沼、河、平成30年に不開設を除いた702カ所を対象とし、令和3年都道府県や市町村のデータから^{16)~44)}「海水浴場開設状況」、「海開き」のキーワードにより開設状況を取得し、令和3年の開設状況を分類した。次に全国の県を8区分の開設状況別に分類し、地域別開設数の差を比較、開設の多い地域の県と不開設の多い県の開設数を比較し分析した。また上記水質調査のデータから、平成30年の入込客数、都道府県や市区町村のデータから開設日数を取得し、8区分地域別それぞれの地域別入込客数と、一日当たりの入込客数を算出した。

「事件事故アーカイブ」⁴⁵⁾のデータから令和2年夏季における海水浴場で発生した死者行方不明者と海水浴場をカウントした、令和2年に発生した死者行方不明者の開設状況を分類、対応する海水浴場の令和3年の開設状況と比較し、前年の死者行方不明者が開設判断に与えた影響を分析した。都道府県や市区町村のデータから事故が発生した海水浴場の令和2年から3年の開設状況、対応する海水浴場の平成30年入込客数を環境省水質調査のデータから取得した。

2.2 入込客数の推計

2.2.1 一部の海水浴場を対象としたサンプル調査

開設海水浴場は72カ所（新潟県40カ所、静岡県18カ所、千葉県8カ所、神奈川県3カ所、茨城県3カ所）、不開設海水浴場は19カ所（千葉県16カ所、神奈川県3カ所）を対象として、令和3年夏季（7月1日から8月31日）における入込客数を取得した。

開設海水浴場72カ所と不開設の神奈川県3カ所は市町村のデータから入込客数を取得し、（静岡の18カ所の内、不明な箇所は市町村に直接電話し取得した。）

^{46)~53)}残りの不開設海水浴場は、監視活動をしていた監視員がメモした監視ノートに記載された入込客数から取得した。

比較対象のために、該当する県庁の水浴場調査データに記載された平成30年の入込客数のデータと開設日数を比較し、1日当たりの入込客数を算出した。

2.2.2 全国海水浴場の開設状況別入込客数の推計

平成30年の各海水浴場の入込客数を分母として、令和3年の開設海水浴場ならびに不開設海水浴場の各入込客数を分子とした比率を算出した。

2.3 海水浴場の死者行方不明者の調査

2.3.1 海水浴場で発生した死者行方不明者数

令和3年の夏季（7月1日から8月31日）に海水浴場で発生した死者・不明者数を対象として、警察庁の発表を元にした「事件事故アーカイブ」のデータか

ら取得した。⁴⁵⁾(湖、沼、河での発生は除く)取得したアーカイブデータの中から、死者行方不明者の発生場所を特定し、海水浴場、遊泳不可、不開設海水浴場、自然海岸やシーズン外、遊泳禁止区域に分類した。

上述の「事件事故アーカイブ」のデータでは公表・報道されたもののみが記載されていて、報道されていないものや、非公開のものは収録されていない。そこで、警察が所管した死者行方不明者の実数を知るために、警察庁のデータ「令和3年夏期における水難の概況」²⁾から、令和3年の夏季に海で発生した死者行方不明者と不開設海水浴場で発生した死者行方不明者数を取得した。

2.3.2 開設状況別の死者行方不明者数の比較

上記(2.3.1)の死者行方不明者について、上述(2.2)した海水浴場の開設状況別に区分し、開設状況別の死者行方不明者の件数を比較した。

2.3.3 100万人当たりの開設状況別死者行方不明者の推計

上述(2.1)702カ所の海水浴場を開設状況別に分け、上記(2.2.1)の減少率から算出した値と、令和3年の開設日数を掛けて令和3年の入込客数を算出した。開設期間が不明だった海水浴場は前年度の開設期間、もしくは隣接している市区町村の開設期間⁵⁴⁾を参考とした。上記(2.3.1)の開設状況別死者行方不明者数を、算出した開設状況別の令和3年推定入込客数の値で割り、100万人当たりの開設状況別死者行方不明者の推計を算出した。

2.4 不開設海水浴場で活動する監視員の活動調査

令和3年に不開設海水浴場で活動する監視員9名に対して以下の3点について聞き取りを行った。

監視員9名(男性7名、女性2名)平均年齢23.6歳(最低年齢21歳、最高年齢35歳)平均監視活動歴5.4年(最低3年、最高17年)

- 1 遊泳区域の有無による諸問題
- 2 監視体制
- 3 海岸施設対策

2.5 不開設海水浴場で発生した事故についての聞き取り調査

不開設海水浴場で発生した事故を監視員から聞き取りした。また海上保安庁のデータから対応する事故に関しての現場海岸の状況を取得した。

第3章 結果

3.1 令和3年の海水浴場の開設状況と開設日数

702 海水浴場の開設状況は、開設海水浴場が 452 カ所、不開設海水浴場 250 カ所だった。また 8 区分地域別に分類したところ中部地方の開設数が高かった。これは海水浴場が多い中部地方の令和 3 年の開設が多かったことを示している。一方不開設の数は関東地方が最大だった。この結果は茨城県（18 カ所の海水浴場で開設が 3 カ所、不開設が 15 カ所）と千葉県（59 カ所の海水浴場で開設が 10 カ所、不開設が 49 カ所）の不開設数が多いことが影響している。（表 5）

対応する上記の海水浴場に対して、平成 30 年の入込客数を環境省のデータから算出した。その結果は地域別入込客数、入込客数（一日当たり）共に関東地方の数値が最大であった。これは新型コロナウイルス感染予防対策以前に、海水浴客数が最大であった関東地方は、海水浴場の入込客数が開設不開設の判断に影響していたことを示している。（図 2、表 6）

また令和 2 年に発生した海水浴場での死者行方不明者数を「事件事故アーカイブ」のデータから取得し、分類したところ、開設海水浴場の発生が 6 名、不開設海水浴場が 4 名だった。令和 2 年に不開設海水浴場で発生した 4 カ所のうち 2 カ所が令和 3 年に開設しているが、10 カ所のうち、最も平成 30 年の入込客数が多かった香川県津田の松原海水場（80,000 人）は、令和 2 年から 3 年共に不開設だった。（表 7）

「事件事故アーカイブ」のデータは全体の一部ではあるが、抽出した 10 カ所の海水浴場は、前年の死者行方不明者が、開設の判断に影響しているよりも、市区町村ごとの行政の開設判断が影響していたことを示している。

	都道府県	開設	不開設
北海道地方	北海道	19	20
東北地方	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	40	25
関東地方	茨城、千葉、東京、神奈川	34	75
中部地方	新潟、富山、石川、福井、静岡、愛知	131	35
関西地方	三重、京都、大阪、兵庫、和歌山	63	43
中国地方	鳥取、島根、岡山、広島、山口	43	29
四国地方	徳島、香川、愛媛、高知	28	13
九州沖縄地方	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、 鹿児島、沖縄	94	10
		452	250

※埼玉、群馬、栃木、長野、山梨、岐阜、奈良、滋賀県は除く

表5 8区分地域別開設状況

(出典：市区町村のデータから取得した開設状況のデータから著者作成)

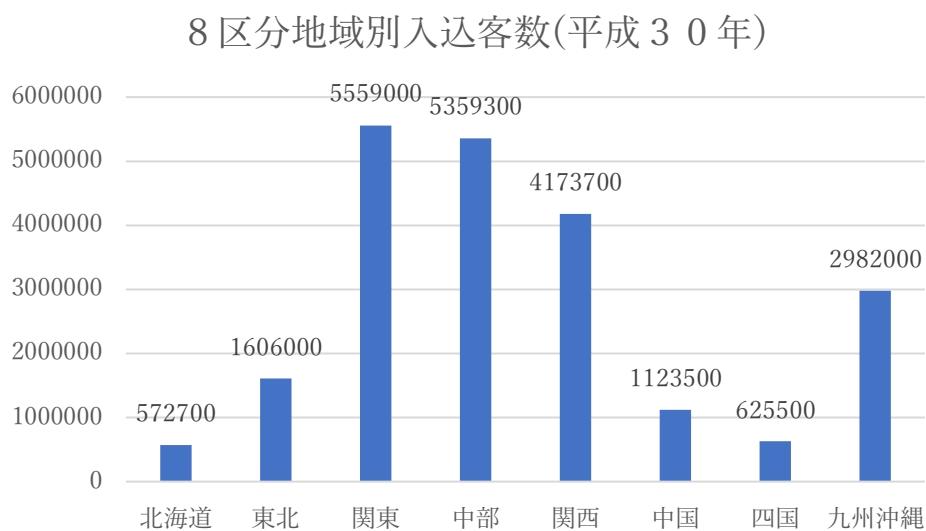


図2 8区分地域別入込客数(平成30年)

(出典：環境省水浴場水質調査結果 平成30年入込客数データから著者作成)

	総入込客数	入込客数(一日当たり)
北海道	572,700	373.1
東北	1,606,000	659.5
関東	5,559,000	1260.3
中部	5,359,300	765.6
関西	4,173,700	811.2
中国	1,123,500	846
四国	625,500	297.3
九州沖縄	2,982,000	384.3

表 6 8 区分地域別入込客数（平成 3 0 年）

（出典：環境省水浴場水質調査結果 平成 30 年入込客数データから著者作成）

	令和 2 年開設状況	令和 3 年開設状況	海水浴場名	状況	平成 3 0 年 入込客数(人)
1	開設	開設	京都府「琴引浜掛津海水浴場」	死亡	69,000
2	開設	開設	島根県「石見海浜公園海水浴場」	行方 不明	67,000
3	開設	開設	新潟県「藤塚浜海水浴場」	死亡	50,000
4	開設	不開設	静岡県「長浜海水浴場」	死亡	43,000
5	開設	開設	長崎県「大崎海水浴場」	死亡	6,000
6	開設	開設	鹿児島県「よきの海水浴場」	死亡	3,000
7	不開設	不開設	香川県「津田の松原」	死亡	80,000
8	不開設	開設	静岡県「白浜中央海水浴場」	死亡	20,000
9	不開設	不開設	徳島県「小松海岸」	死亡	20,000
10	不開設	開設	広島県「長瀬海水浴場」	死亡	記載なし

表 7 令和 2 年海水浴場における死者行方不明者と開設状況

(出典：警察庁のデータ 事件事故アーカイブ死者行方不明者 市区町村のデータから取得した開設状況から著者作成)

3.2 入込客数の推計

3.2.1 一部の海水浴場を対象としたサンプル調査

一部の海水浴場（不開設も含む）を対象とした入込客数の推計では、令和３年の１日当たりの入込客数は開設海水浴場 72 カ所で平均 705.2 人（入込客数合計 1,584,540 人／開設日数 2,247 日）、不開設海水浴場は 19 カ所で 237.2 人（入込客数合計 124,045 人／開設日数 523 日）だった。

これは１日当たりの入込客数で比較すると開設状況別で約 3 倍の差があった。しかし安全管理の無い、令和３年夏季の不開設海水浴場には１日当たり 237.2 人の入込客数が海水浴に参加していたことを示している。（表 8）

$$\text{入込客数推計値} = \text{令和 3 年入込客数} / \text{令和 3 年開設日数}$$

	海水浴場数	令和 3 年入込客数 (サンプル対象)	開設日数 (サンプル対象)	令和 3 年入込客数 (1 日当たり)
開設海水浴場	72	1,584,540 人	2,247 日	705.2 人
不開設海水浴場	19	124,045 人	523 日	237.2 人

表 8 令和 3 年入込客数（１日当たり）

3.2.2 全国海水浴場の開設状況別入込客数の推計

一部のサンプルを対象とした算出では令和３年の減少率は開設海水浴場で 48.6%（上記 705.2/1371.8）の減少、不開設海水浴場で 83.0%（上記 237.2/1395.8）の減少だった。これはサンプルとした平成 30 年の１日当たりの入込客数はほぼ同等であったが、不開設にすることで海水浴の入込客数の減少に差が出ることを示し、不開設海水浴場にすることで人流を抑制する効果があったことを示している。（表 9）

$$1 \text{ 日当たり入込客数} = \text{入込客数} / \text{開設日}$$

$$\text{開設状況別減少率} = \text{平成 3 0 年入込客数} / \text{令和 3 年入込客数}$$

	平成 3 0 年入込客数 (1 日当たり)	令和 3 年入込客数 (1 日当たり)	減少率
開設海水浴場 n = 72	1371.8 4,060,674 人/2,960 日	705.2 1,584,540 人/2,247 日	48.6%減
不開設海水浴場 n = 19	1395.8 871,000 人/624 日	237.2 124,045 人/523 日	83.0%減

表 9 全国海水浴場の開設状況別入込客数の推計減少率

3.3 海水浴場の死者行方不明者

3.3.1 海水浴場で発生した死者行方不明者数

「事件事故アーカイブ」のデータを元にして、令和3年7月1日から8月31日までの間に全国の海で発生した死者行方不明者をカウントした結果、死者行方不明者の総数は46名であった。その内訳は、海水浴場が9名、不開設海水浴場が7名、自然海岸やシーズン外の海水浴場及び遊泳禁止場所が30名だった。（図3）

上記はあくまでも「報道」された事故件数であるが、警察庁の「令和3年夏期における水難の概況」では、令和3年7月1日から8月31日までの間に「海で発生した死者行方不明者94名」、「不開設海水浴場13名」と記載があった。（表10）

報道されたものは警察庁の公表データの約半数であったことを示している。

遊泳中の海難死者・行方不明者（令和3年）

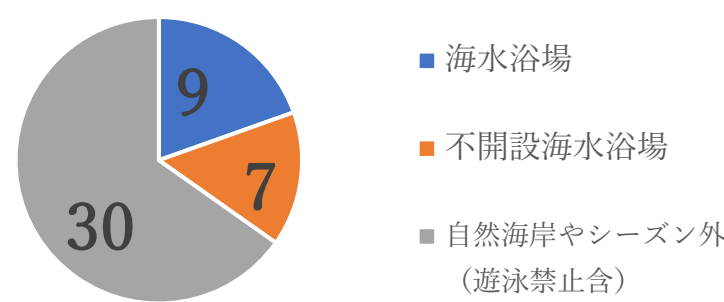


図3 遊泳中の海難死者・行方不明者（令和3年）
（出典 事件事故アーカイブ（令和3年）を元に作成 警察庁データ）

	死者行方不明者	
発生場所	海で発生	不開設海水浴場で発生
人 数	94名	13名

表10 令和3年夏期における死者行方不明者
（出典 夏期における水難の概況（令和3年）を元に作成 警察庁データ）

3.3.2 開設状況別の死者行方不明者数の比較

「事件事故アーカイブ」で公表された死者行方不明者の割合は、46/94 の 48.9%であったということになる。発生場所による掲載率が同等であると仮定すると、この期間中に海水浴場、不開設海水浴場、その他の場所における海難事故死者行方不明者の総数は、各々、18.4 名、14.3 名、61.2 名と推計した。

不開設海水浴場における死者行方不明者は「13 名」と報告されていたことから、「14.3 名」という推計値は誤差を含むものであるが、今後の推計値算出においては、「14.3 名」の数値を用いることとした。

3.3.3 100 万人当たりの開設状況別死者行方不明者数の比較

平成 30 年の一日当たりの入込客数は 452 カ所の開設海水浴場で 691.6 人(入込客数 15,699,300 人/開設日数 22,699 日)、250 カ所の不開設海水浴場は 596.5 人(入込客数 6,033,600 人/開設日数 10,115 日)だった。平成 30 年の 1 日当たりの入込客数に対してサンプルから算出した減少率から推定すると開設海水浴場は 355.5 人(691.6 人の 48.6%減)、不開設海水浴場は 101.4(596.5 人の 83.0%減)だった。

令和 3 年 452 カ所の開設海水浴場には、1 日当たりの推定入込客数 355.5 人が 37.1 日間来場した(対象とした 217 カ所の令和 3 年夏季開設日数の和 8,054 日から算出)と推定し、5,961,457 人の推定入込客数を算出した。250 カ所の不開設海水浴場には、1 日当たりの推定入込客数 101.4 人が 62 日間(不開設の為 7 月 1 日から 8 月 31 日の間)来場したと推定し、1,571,700 人の推定入込客数を算出した。(表 1 1)

100 万人当たりの死者行方不明者は開設海水浴場 5,961,457 人の推定入込客数に対して 18.4 名で 3.0 人、不開設海水浴場は 1,571,700 人の推定入込客数に対して 14.3 名で 9.1 人の死者行方不明者が発生していると推測され、不開設海水浴場は開設海水浴場に比べ約 3 倍多く発生している。

これは令和 3 年の推計入込客数は不開設海水浴場に比べ開設海水浴場が約 4 倍(開設海水浴場 5,961,457 人/不開設海水浴場 1,571,700 人)参加していたが、100 万人当たりの死者行方不明者の推計値は開設海水浴場よりも不開設海水浴場が約 3 倍多いことを示している。(図 4)

100 万人当たりの死者行方不明者数 =

推定死者・行方不明者 / 令和 3 年推定入込客数 × 1,000,000(人)

	開設海水浴場	不開設海水浴場
海水浴場数	452 カ所	250 カ所
平成 3 0 年入込客数（一日当） （開設 452 カ所、不開設 250 カ所）	691.6 人 (15,699,300 人/22,699 日)	596.5 人 (6,033,600 人/10,115 日)
令和 3 年推定入込客数（一日当） （開設 452 カ所、不開設 250 カ所）	355.5 人 (サンプルから 48.6%減)	101.4 人 (サンプルから 83.0%減)
開設日数	37.1 日 (開設 n = 217)	62.0 日 (7 月 1 日から 8 月 31 日の間)
令和 3 年推定入込客数	5,961,457 人	1,571,700 人
令和 3 年推定死者行方不明者	18.4 人	14.3 人
令和 3 年死者行方不明者(1 0 0 万人当)	3.0 人	9.1 人

表 1 1 100 万人当たりの開設状況別死者行方不明者数の比較

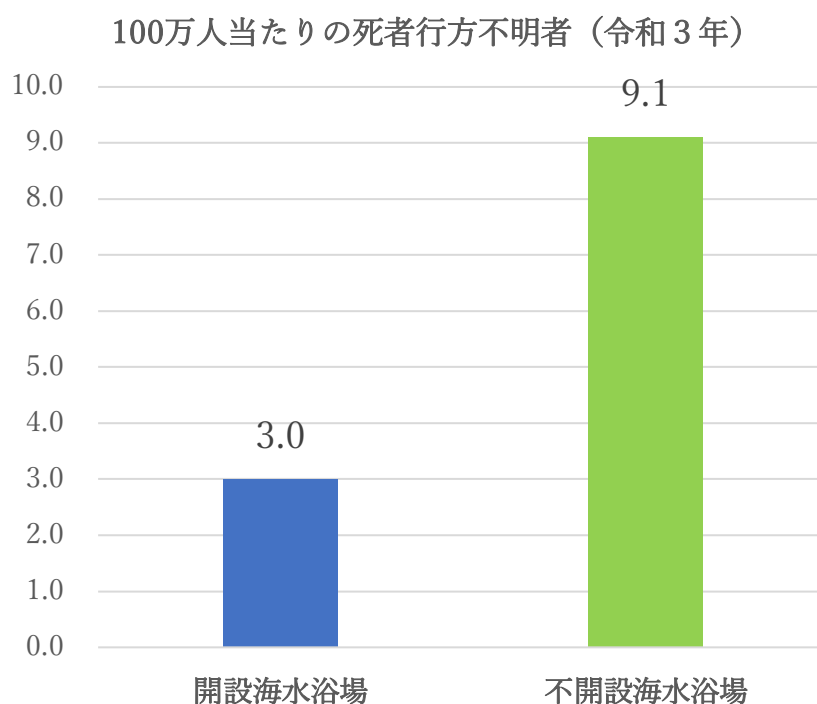


図 4 令和 3 年死者行方不明者（1 0 0 万人当たり）

3.4 不開設海水浴場で活動する監視員の活動調査

監視員 9 名から聞き取りをした結果は以下の通りである。

(1) 遊泳区域の有無による問題

令和 3 年不開設海水浴場で監視活動をしていた監視員に聞き取りをした所

- ・釣り客は一日に最低でも一組は、通常の遊泳エリアで釣りをしていた。
- ・遊泳客に対して「不開設」と説明し、遊泳は自己責任であることを声掛けしているが、帰宅する人はほとんどいなかった。
- ・マリンジェットが通常のエリアに侵入してきたこともあった。
- ・通常は遊泳禁止の潮の流れが速い場所で、遊泳客が流され救助に向かった。
- ・通常の遊泳エリアでサーフィンをする人と遊泳客が接触することがあった。

等の回答を得た。不開設海水浴場には遊泳者が訪れ、遊泳区域が無いことで、泳ぐために設置されていた区域が無くなり、通常のエリアに釣り客やサーファーマリンジェットが混在していた。(表 1 2)

(2) 監視体制

令和 3 年不開設の海水浴場で監視活動をしていた監視員に聞き取りをした所

- ・水着で前線（波打ち際）にいと、開設していると遊泳客に思われてしまうため役場から T シャツを着て監視所で待機するように言われていた。
- ・監視タワーに登ることを制限される、もしくは監視タワーが接置されていない事で例年の監視業務に比べて、高い場所から遊泳者の様子を確認できない等、監視への不安があった。
- ・遊泳客との接触によりケガの危険性からサーファーへ注意の声掛けをするものの、不開設であるため強く注意する事が出来なかった。
- ・事故を未然に防ぐ活動がしたくても、何かが発生してから出動する体制に近かった。
- ・通常の開設と開設していない両方の監視活動を経験したが、開設していない海の方が、客数が少なくても通常の監視活動が出来ないため不安が大きかった。

等の回答を得た。

聞き取りをした海水浴場では「海水浴場不開設」としながらも、安全管理の点で監視員を監視所に配置をして体制を取っていた。聞き取りをした監視員は通常の監視体制が取れず、また遊泳客の自己責任行動を見守るような不安な気持ちで監視所での待機をしていたと回答している。通常の監視活動を経験し、かつ令和 3 年不開設の海水浴場で監視をしていた監視員は「不開設の海水浴場は、通常の開設した海水浴場に比べて危ない」と回答している。

行政は不開設海水浴場の安全管理の策として監視員を配置したが、監視員の聞き取りから、通常の監視体制でないことは、監視と救助の能力を最大限に発揮出来ていなかったことを示している。

海水浴場	根本	名倉	塩浦	前原	太海	江見	和田浦	岩井
遊泳ブイ	×	×	×	×	×	×	×	○
釣り客	○	○	○	○	×	×	○	○
サーファー	○	○	○	○	○	×	○	×
マリンジェット	×	×	×	○	×	×	×	○

表 1 2 不開設海水浴場の状況

(3) 海岸施設の対策

令和3年に海水浴場を不開設にした海水浴場の海岸施設を調査した結果が以下の通りである。令和元年の総入込客数は千葉県庁のデータから取得した⁵⁵⁾、令和3年は監視員がメモする監視ノートから取得した。(表13)

	令和元年	令和3年
開設の有無	開設	不開設
総入込客数	39000 人	5278 人
一日当入込客数	1300 人	107.3 人
駐車場	利用可	閉鎖
キャンプ場	利用可	閉鎖
シャワー	利用可	閉鎖
監視員	監視所、波打ち際で 監視活動	監視所待機
監視タワー	あり	なし

表 1 3 不開設海水浴場の海岸施設例

総入込客数は令和元年から令和3年に約 86.5%の海水浴客減少があったと推測される。またこの海水浴場は令和元年時に、砂浜近くまで車を駐車する事が出来る場所であった。海岸の車両の侵入口は一カ所で、令和3年には閉鎖されている。(図5)

開設中は使用が出来ていた併設しているキャンプ場の設備やシャワー設備も、令和3年の海岸では使用できない状態であった。(図6、図7)

監視員の聞き取りから通常は、波打ち際まで車で来場し、海水浴前後にバーベキュー等をし、賑わいを見せていた海水浴場において、行政が施設の使用を制限し人流抑制の対策をしていたことを示している。



図5 不開設海水浴場で駐車場が閉鎖されている様子



図6 不開設海水浴場でシャワー施設が閉鎖されている様子



図7 不開設海水浴場でキャンプ施設が閉鎖されている様子

3.5 不開設海水浴場で発生した事故に関する聞き取り調査

ア 千葉県根本海水浴場の事例

令和３年８月に不開設の根本海水浴場で発生した事故に対して、海上保安庁の情報と（表１４、図８）、海水浴場で監視していた監視員に聞き取りした結果が以下のとおりである。

事故発生日時	令和３年８月１４日
事故発生場所	千葉県南房総市白浜町根本海水浴場 ※不開設、不開設明示看板あり、ライフセーバーによる監視あり
事故者	50代 男性（救命胴衣なし、飲酒あり）
概要	事故者は家族と共に根本海水浴場を訪れ、昼食時に缶酎ハイ２本、ワイン少々を飲みスノーケリングを開始。１時間後に漂流している事故者を妻が発見しライフセーバーに救助を求め、１１９番通報したもの。その後、病院に搬送されたものの医師により死亡が確認。死因は溺死。
気象	天候曇り、南西の風１３メートル、波浪南西１メートル、うねり南西１.５メートル、気温２７度、海水温度２５度、視程５キロメートル

表１４ 海上保安庁資料（根本海水浴場）

（出典：海上保安庁 夏の事故ゼロキャンペーン期間中の海難発生状況（速報値）
第三管区海上保安本部 令和３年９月３日）^{５６）}



図８ 根本海水浴場の現場状況

（出典：海上保安庁 夏の事故ゼロキャンペーン期間中の海難発生状況（速報値）
第三管区海上保安本部 令和３年９月３日）

監視員の聞き取りでは

- ・当日は台風後の影響で海は荒れていた。天候は雨。
- ・海水浴場は開設をしていない。また駐車場も空いていない。
- ・遊泳客は一日通して40人程度、事故当時は第一エリアに4、5名程度だった。
- ・当日は20分度に浜をパトロールし海水浴客がいたら、「不開設」と「自己責任と伝えていた。
- ・現場は監視員が待機していた監視所から直線約200mに位置し監視所から死角となっていた。例年は監視タワーの設置があったが(現場から約100m)今年は設置が無かった。溺水した男性家族は監視所の裏の道から浜に入ってきたと見られ、ライフセーバーの声掛けは行っていない。
- ・監視員は、家族から「シュノーケリングをしていた。」と聞き取りをしている。と回答している。



図9 事故発生の海上①

事故当時の詳細は、監視員が海水浴場ごとに作成しているノートに記載している内容である。

事故当時の詳細

- 15:30頃 20代くらいの女性（溺者の家族）が監視所に「溺れているからはやく来てほしい」と連絡に来た
- 連絡を受けライフセーバーAとBがトランシーバーを1台持ち現場に向かう
- 現場に到着すると、男性が波打ち際で泡を吹いて横たわっていた
- トランシーバーで監視所に連絡するが、監視所への連絡が繋がらな

かった。(浜の高低差か悪天候の影響と予想される。)

監視所にいるライフセーバーC はトランシーバーの応答が無いが、独自の判断で119番と、待機するライフセーバーD と、他の浜を巡回中のFに連絡をした。

波打ち際にはAEDの使用が困難と判断し、浜に上げて反応を確認するが意識と脈もないため、胸骨圧迫を実施。ライフセーバーA,Bは男性からは酒のにおいを感じている。

胸骨圧迫のたびに逆流(嘔吐)を繰り返し、その度に除去する

15:43頃 男性協力者に監視所に洗淨水を取りに行ってもらい口内の洗淨等の救助に使用

ライフセーバーFがAEDとセカンドバッグを持ち現場に到着

15:45頃 AEDを装着したが、ショック不要と解析された為、胸骨圧迫を継続

15:53頃 宿舎待機のライフセーバーD、Eが心肺蘇生をA、Bと交代し、救急隊に引き継ぐまで胸骨圧迫を継続、継続中も口に水が溢れてくる度に、口内の水分を起こして除去しながら継続した。

救急車が到着し救急隊に引き継ぐ

レスキューをした監視員の声

「通常は波打ち際でパトロールをしながら、監視タワーの指令を受けて出動する体制を取ってきた。しかし令和3年不開設の監視活動は、前線でパトロールをしていると開設していると思われ、海水浴客が集まってきてしまうため、監視員は監視所に待機し何かがあったら出動する体制で活動していた。

事故当日も待機による活動をしていて、遊泳客が来る度に、声掛けを実施し、不開設であることと自己責任で注意して遊泳するお願いをしていた。現場は監視所から死角になっていて発見が遅れたこと、通常の体制ならば区域外で泳いでいたので声掛けをして、お酒のにおいがしたら注意喚起出来ていた可能性があり、事故を未然に防げず悔やまれる。」と回答している。

イ 千葉県鴨川市前原海水浴場の事例

令和３年８月に不開設の前原海水浴場で発生した事故に対して、海水浴場で監視していた監視員に聞き取り調査した結果が以下のとおりである。

また事故当日は緊急事態宣言により、海水浴場を閉鎖した初日であった。

以下は監視員に聞き取りした内容である。

千葉県鴨川市前原海水浴場で令和３年８月２日（不開設初日）午前８時頃発生

- ・本部の双眼鏡で海の潮流をチェックしていた所、テトラポット付近に流されている人を発見し、本部からライフセーバー２名で走って現場まで駆け付けた。
- ・現場では中学生１名と小学生の２名が知らない間に離岸流（浜から沖への流れ）に流されたと考えられ、ライフセーバーが到着する前に、父親に救助され無事だった。
- ・現場は監視所から約４００ｍ離れている。
- ・開設時は遊泳禁止の場所であった。

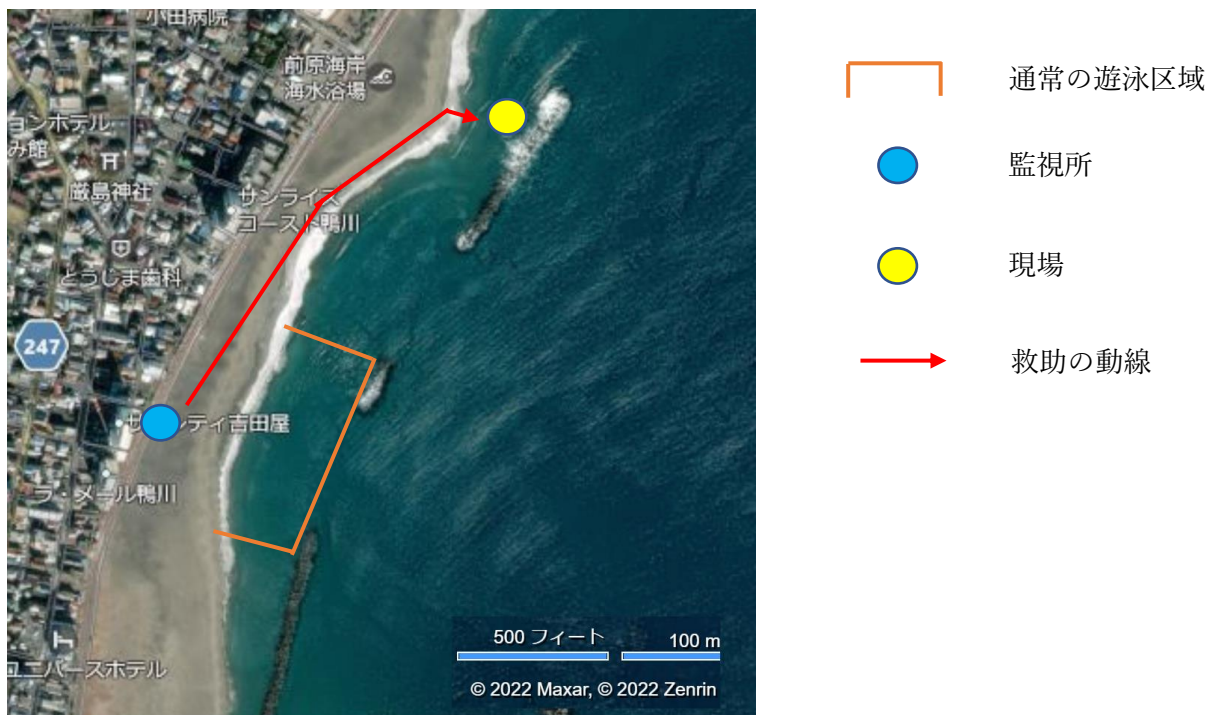


図１０ 事故発生時の海上②

レスキューをした監視員の声

「前日まで通常の見守り活動をしていた。当日は開設しない海で自分たちはどのように活動していけば良いかを探っていた状態の日であった気がする。その中で救助事案が発生して今後、監視所で待機を中心とした活動をする事に不安を抱いた。」と回答している。

この事故では、不開設海水浴場は遊泳客がどこで泳いでもよい状態の中で、監視所に待機していた監視員が救助に向かっていたこと状況を示している。

第4章 考察

4.1 開設状況の考察

平成30年に最も多くの入込客数があった関東地方は、令和3年の海水浴場の不開設が、開設を上回っていた。これは海水浴客が集まる地域の海水浴場を不開設にすることで、新型コロナウイルス感染予防対策の人流の抑制を達成する目的があったと推察される。

「事件事故アーカイブ」のデータからカウントした、令和2年に海水浴場で死者行方不明者が発生した10カ所の海水浴場は、開設の判断に前年の死者行方不明者の影響が大きければ、全ての海水浴場を開設し安全管理を行っているものと推察されるが、令和3年の開設状況は7カ所が開設、3カ所が不開設だった。

令和3年は新型コロナウイルスの終息が見えない状況下の中で、市区町村の行政は海水浴場の開設判断を、海上保安庁の安全管理の警告を尊重するよりも、感染予防対策と人流対策を優先していたと考察される。

4.2 入込客数の考察

入込客数は開設海水浴場72カ所、不開設海水浴場19カ所をサンプルとして推計し、平均の減少率は不開設海水浴場が開設海水浴場に比べ高い値であった。不開設にする事で海水浴客が抑制される結果となった。

海上保安庁はウォーターセーフティガイドの中で、不開設海水浴場では適切な安全管理が行われていない可能性があり、安全管理が行われている海水浴場での遊泳を推奨していたにも関わらず、サンプルの19カ所の不開設海水浴場には1日当たり237.2人の遊泳客が来場していた。

本来の施設であれば入場を禁止し安全を確保するが、海岸法においても、海水浴場の入場を禁止する政令や条文はなく、入場を禁止にする事が出来なかった。令和3年に夏期における海水浴場でも、自然環境である海は、立入りが自由な為に遊泳客をゼロにすることは出来ず、不開設海水浴場には遊泳客が来場していた。

4.3 海水浴場の死者行方不明者の考察

警察庁の「令和3年夏期における水難の概況」では、令和3年7月1日から8月31日までの間「海で発生した死者行方不明者94名」、「不開設海水浴場13名」と記載があった。残りの81名がどの場所で亡くなっているのかを調べるために「事件事故アーカイブ」のデータを元にカウントし、警察庁の発行もとに電話で聞き取りをしてみたが、全てのデータの判明には至らなかった。

しかし、不開設海水浴場で死者行方不明者となった13名は本来、開設海水浴場として存在していた海で遊泳していたとすると、遊泳区域があり、通常の監視体制で安全管理のある環境であったならば、死者行方不明者の数値は変わっていた可能性があるとして推察される。令和3年の推計入込客数が不開設海水浴場に比べ開設海水浴場が約4倍に対して100万人当たりの死者行方不明者は、不開設海水浴場は開設海水浴場に比べ約3倍多く

発生している。これは不開設海水浴場において人流抑制対策はされたものの死者行方不明者の数が防げていなかったことが考察される。

4.4 不開設海水浴場で活動する監視員の活動調査の考察

遊泳区域を設けない不開設海水浴場はケガやトラブルリスクを回避する為の境界線が無くなり、無秩序な状態である。海上保安庁が指摘するとおり、ケガやトラブルのリスクが、開設した例年の海水浴場に比べ高い結果をまねいていた。

4.5 不開設海水浴場で発生した事故の考察

海水浴場を開設し、遊泳区域を設定する際は、流れの急な場所等を避け、区域は安全に遊泳できる場所に設定する場合が多い。沖に流されるケースから、不開設海水浴場は遊泳区域が無くどこでも自由に泳げるため、急な流れがある場所で遊泳する危険性がある。

島田らは「AI を用いた Covid-19 危機下における海岸利用状況の変化に関する研究」⁵⁷⁾の中で、海水浴場の定点カメラによる撮影画像から AI を用いて密の状態を定量的に算出し、2019 年と 2020 年の夏季海岸利用状況の変化を調査し、時間帯や曜日によって、密集が発生しやすい時間帯を調査している。死亡事故が発生した海水浴場においても、密集させない人流抑制対策を取り、感染予防対策を取っていた。しかしコロナ渦の海水浴場には遊泳客が来場し、本来遊泳禁止の場所で事故は発生、事故現場は監視所から見えない死角の場所であった。人流抑制対策が取られた海水浴場ではあったが、不開設海水浴場の監視員は通常の監視体制を制限され、救助が遅れる可能性がある。

第5章 結論

不開設海水浴場は新型コロナウイルス感染予防対策により人流を減らす目的であったが、海上保安庁が、不開設海水浴場における安全管理について懸念を表明していたにも関わらず、安全管理の行われていない不開設海水浴場に遊泳客が来場し、事故が発生していた。推計の入込客数と死者行方不明者の数は不開設海水浴場に比べて開設海水浴場が多かった。しかし、死者行方不明者の発生率でみると不開設海水浴場は開設の海水浴場に比べて約3倍であった。

第6章 謝辞

本論文の作成にあたっては、多くの方々の御指導、御鞭撻がなければ完成には至らなかった。御指導、御鞭撻頂いた全ての方に感謝を申し上げたい。指導教員である中村好男先生には、論文の指導だけでなく、物事に対しての取り組む姿勢、考え方など、この一年間だけの成長だけでなく、私の今後の人生の成長に必要な事を常に考えていただき、熱心に指導していただいた。中村先生にご指導頂いた日々は私にとって大変貴重で充実した時間であった。副査の岡浩一郎先生、新原恵子先生には修士論文作成にあたりご指導いただいただけでなく、大学院の授業を通して、新しい知見と発見を与えていただき、学ばせていただいた。この場をお借りして感謝申し上げたい。中村ゼミの諸先輩方、研究が思うように進まない時に、皆様から様々な助言と激励、貴重なアドバイスをいただき、大きく進歩することが出来た、心から感謝致したい。

また研究に当たり、聞き取りにご協力頂いた監視員の皆様には監視活動や、競技活動で忙しい中、質問に親身に回答していただいた。感謝を申し上げると共に、皆様の人命救助への姿勢と態度には、大変心を動かされた。そして新型コロナウイルス感染予防対策が落ち着き、全国の海水浴場が通常に開設された暁には、日々の救助技術を発揮し、更に活躍される事を期待申し上げたい。

最後に、大学院への通学と論文作成を陰ながらサポートしてくれた家族に感謝を伝え、本論文の締めとさせていただく。

参考文献

- 1) 海上保安庁 遊泳の安全情報「Water Safety Guide」(2021.7.25 閲覧)
https://www6.kaiho.mlit.go.jp/info/marinesafety/00_total...
- 2) 警察庁 夏期における水難の概況 令和3年(2021.10.28 閲覧)
<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/...> (令和3年)
- 3) 海岸法 (昭和31年法律第101号) (2021.10.28 閲覧)
- 4) 消防庁 地域の救助活動の体制強化に関する調査・研究会結果報告書(2021.9.20 閲覧)
www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/h21/2105/210520...
- 5) 京都府 海水浴場開設者のみなさんへ(2021.10.21 閲覧)
<https://www.pref.kyoto.jp/suijoanzen/kaisetusya.html>
- 6) 京都府 遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例(2021.10.21 閲覧)
https://www.env.go.jp/water/suiyoku_cho/index.html
- 7) 和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例(2021.10.21 閲覧)
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/reiki/reiki...>
- 8) 千葉県庁 海水浴場の安全対策について(2021.10.3 閲覧)
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kankou/toukeidata/kaisuiyoku/r3.html>
- 9) 御宿町海水浴場等に関する条例(2021.10.21 閲覧)
<https://www.town.onjuku.chiba.jp/content/files/...>
- 10) 南房総市安全で安心な海水浴場等の確保に関する条例(2021.10.21 閲覧)
https://www1.g-reiki.net/minamiboso/reiki_honbun/r361RG00001163.html
- 11) 安心・安全な館山の海水浴場の確保に関する条例(2021.10.21 閲覧)
<https://www.city.tateyama.chiba.jp/minato/page100192.html>
- 12) 大洗町海水浴場管理運営規則(2021.10.21 閲覧)
https://lg.joureikun.jp/oarai_town/reiki/act/frame/frame...
- 13) 鉾田市大竹海岸鉾田海水浴場条例(2021.10.21 閲覧)
https://www.city.hokota.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r...
- 14) 環境省 令和元年度 水浴場(開設前)水質調査結果(2021.9.20 閲覧)
<http://www.env.go.jp/press/106973.html>
- 15) 日テレ NEWS 24 今年の夏…海水浴場の約40%“開設せず”2021/7/15(木) 11:52 配信
(2021.9.1 閲覧)
<https://news.yahoo.co.jp/articles/a302de12c8732a4874623f...>
- 16) まっぷるトラベルガイド 【2021 海水浴場】今年開設&中止のビーチはどこ？全国
のおすすめビーチ&海水浴場をご紹介！遊泳期間や海の家軒数も(2021.11.24 閲覧)
<https://www.mapple.net/sp/beach/>

17) 北海道環境生活部循環型社会推進課 令和3年度(2021年度)海水浴場開設届一覧
(2021.11.15 閲覧)

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/2/7/1/8/0/4/2/_/kaisuiyoku.r3.pdf

18) まっふるトラベルガイド 山形県のおすすめのビーチ・海水浴場【2021年版】
(2021.11.24 閲覧)

https://www.mapple.net/sp/beach/beach_yamagata

19) 新潟市ホームページ 令和3年度海水浴場(開設中)の水質調査結果
(2021.11.29 閲覧)

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyoeise>

20) 上越市観光 NAVI 令和3年度の海水浴場の開設(2021.11.24 閲覧)

<https://joetsukankonavi.jp/news/detail.php?id=470>

21) 日本財団 海と日本プロジェクト 富山県内 海水浴場 2021年海開き情報(県西部篇)(2021.11.24 閲覧)

<https://toyama.uminohi.jp/information/toyamaumibiraki2021west/>

22) 静岡新聞 SBS 静岡の海水浴場 2021の施設一覧(2021.11.8 閲覧)

https://www.at-s.com/event/featured/sea_pool/list.html

23) 愛知県庁生活衛生課 令和3年度海水浴場の水質検査結果(2021.11.29 閲覧)

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/386266.pdf>

24) 京都府ホームページ 令和3年 京都府内海水浴場の開設状況(2021.11.8 閲覧)

www.pref.kyoto.jp/suijoanzen/documents/kaisuiyokujou.pdf

25) 大阪府ホームページ 海水浴場開設中止について(2021.11.29 閲覧)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kowan/kaisuiyokujyou/index.html>

26) 和歌山県庁ホームページ R3年県内海水浴場 開設予定一覧(2021.11.30 閲覧)

<https://www.wakayama-kanko.or.jp/information/2021-06-23>

27) 神戸新聞 NEXT 兵庫県内の海水浴場・プールの状況(2021.11.30 閲覧)

<https://www.kobe-np.co.jp/rentoku/covid19/kyukan/index1...>

28) 鳥取県公式ホームページ「とりネット」(2021.11.30 閲覧)

<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1250606/318teisei2.pdf>

29) 島根県庁ホームページ 令和3年度海水浴場の水質調査結果(遊泳期間前)
(2021.11.30 閲覧)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/mizu/kaisuiyoku/index.data/20210625.pdf>

30) 中国新聞デジタル 海開き、山口県内7市町見送りへ 海水浴場ごとに判断も
(2021.11.30 閲覧)

https://www.chugoku-np.co.jp/local/news/article.php?comment_id=764107&comment_sub_id=0&category_id=112

31) 岡山県庁ホームページ 海水浴場の水質調査結果について(2021.11.30 閲覧)

<https://www.pref.okayama.jp/site/presssystem/562259.html>

3 2) 広島県庁ホームページ 令和 3 年度海水浴場水質調査結果（開設中）について
（2021.11.30 閲覧）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/h27kaisuikokka...>

3 3) 中日新聞 2021 年 7 月 10 日 05 時 00 分（7 月 10 日 05 時 00 分更新）
嶺南→開設と中止混在／嶺北→すべて開設予定 今夏の県内主要 1 5 海水浴場
（2021.11.30 閲覧）

<https://www.chunichi.co.jp/article/79400>

3 4) 福井県「若狭湾観光連盟」公式サイト 2021 年 若狭路の海水浴場 中止と開設について（2021.11.29 閲覧）

<https://wakasabay.jp/articles/-/719>

3 5) 日本財団 海と日本プロジェクト【山口県全県】海開き情報 2021 | 海と日本
PROJECT in やまぐち（2021.11.29 閲覧）

<https://yamaguchi.uminohi.jp/information/>

3 6) 山口県岩国市ホームページ 【2021 年海開き】岩国市『潮風公園 みなとオアシスゆう』や大島『片添ヶ浜』など海開き 2 年連続見送りへ！シャワー室・更衣室使用禁止へ[コロナ対策]（2021.11.29 閲覧）

<https://sisyokukai.jp/umibiraki-miokuri2021/>

3 7) 今治市役所ホームページ 令和 3 年度海水浴場の水質調査結果（シーズン中）について
（2021.11.29 閲覧）

<https://www.city.imabari.ehime.jp/seikan/kaisuiyokujo/...>

3 8) 高知の子育て応援ウェブメディアココハレ 夏だ！海だ！2021 年に利用できる高知
県内 5 カ所の海水浴場を紹介します！（2021.11.29 閲覧）

<https://kokoharekochi.com/article/feature/recommend/n22574>

3 9) 天草宝島観光協会ホームページ 2021 年度 天草市内海水浴場 海開き一覧
（2021.11.29 閲覧）

<https://www.t-island.jp/event/2011>

4 0) 芦北町観光協会ホームページ /2021/06/29/海開き安全祈願祭（2021.11.29 閲覧）

<http://ashikita-kankou.com/>

4 1) 祭りの日ホームページ 黒島キャンプ海水浴場海開き（2021.11.29 閲覧）

<https://matsuri-no-hi.com/matsuri/19263>

4 2) 宮崎市の観光・文化情報サイト 宮崎市内の海水浴場（8 月 31 日まで閉鎖）
（2021.11.29 閲覧）

<https://city.miyazaki.miyazaki.jp/culture/events/26941.html>

4 3) みやざき観光情報旬ナビ 宮崎の海で遊ぼう（2021.11.29 閲覧）

<https://www.kanko-miyazaki.jp/sports/namitabi/beach.html>

- 44) 鹿児島県観光サイト かごしまの旅 浦田海水浴場海開き (2021.11.29 閲覧)
<https://www.kagoshima-kankou.com/event/53301>
- 45) 警察庁のデータ事件事故アーカイブ (2021.9.25 閲覧)
<https://www.teguchi.info/poorly-water/>
- 46) 新潟県庁観光局観光企画課 令和3年度海水浴客入込状況 (2022.1.26 閲覧)
[288998.pdf \(niigata.lg.jp\)](https://www.niigata.lg.jp/288998.pdf)
- 47) 館山市観光みなと課 令和3年度 海水浴客入込状況について (2021.11.29 閲覧)
<https://www.city.tateyama.chiba.jp/files/300362197.pdf>
- 48) 鴨川市役所商工観光課 令和3年度 海水浴場の入込状況について (2022.1.26 閲覧)
<https://www.city.kamogawa.lg.jp/uploaded/attachment/7739.pdf>
- 49) 藤沢市観光公式ホームページ 観光統計インフォメーション (2021.11.29 閲覧)
https://www.fujisawa-kanko.jp/global-image/units/upfiles/75422-1-20210917121836_b6144090ce8d0b.pdf
- 50) 観光いばらき 2021年(令和3年)公設海水浴場入込客数について
(2021.11.28 閲覧)
<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/kanbutsu/kikaku/>
- 51) 鎌倉市 令和3年観光客数及び海水浴客数公設海水浴場入込客数について
(2021.11.29 閲覧)
<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/2020kankokyakusuu.html>
- 52) 伊豆下田観光協会公式サイト (2022.1.26 閲覧)
<http://shimoda-city.info/>
- 53) 西伊豆町役場公式サイト (2022.1.26 閲覧)
<https://www.town.nishiizu.shizuoka.jp/kankou/>
- 54) ダイヤモンドオンライン 海水浴場人気ランキング2019 (2021.11.17 閲覧)
<https://diamond.jp/go/ct/dwdata/20190810sea.pdf>
<https://www.mapple.net/sp/beach/>
- 55) 千葉県庁のホームページ 千葉県海水浴場水質調査地点 (2021.10.26 閲覧)
<https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/housyanou/documents/r2chitenzu.pdf>
- 56) 海上保安庁 夏の事故ゼロキャンペーン期間中の海難発生状況(速報値) 第三管区
海上保安本部 (2021.10.27 閲覧)
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/news/press.html>
- 57) 島田ら土木学会論文集 B3(海洋開発) 77(2), I_199-I_204, 2021
「AIを用いた Covid-19 危機下における海岸利用状況の辺家に関する研究」